

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年9月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800091号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800029号

第1 結論

平成14年5月から平成15年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年5月から平成15年12月まで

私は、平成14年5月頃、A市に転居したのを機に、同市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、同市に居住していた請求期間の国民年金保険料を国民健康保険税と一緒に納付していた。外国人として氏名の表記をいくつか使用していたので、検索が困難な可能性がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となった平成24年7月9日を国民年金被保険者の資格取得日として平成30年3月28日に付番されており、当該付番時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求期間は国民年金に未加入の期間とされている。

また、請求者は、氏名の表記をいくつか使用していたと陳述していることから、社会保険オンラインシステムにより34通りの氏名検索を行ったが、請求者に係る別の基礎年金番号は見当たらない。

さらに、請求者は、A市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、国民健康保険税と一緒に請求期間の国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、同市は、電算システム上、請求者の氏名は「B」で登録されており、住所及び国民健康保険被保険者に関するデータは保存されているものの、国民年金に関するデータは存在しないと回答している。

加えて、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800099号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800030号

第1 結論

昭和42年1月から昭和52年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年1月から昭和52年2月まで

昭和42年頃A県内において、母が私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を、昭和42年1月分は5,000円、それ以後の保険料は2か月に一度1万円、母が自宅に集金に来ていた郵便局員に納付していた。

請求期間の国民年金加入記録や保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によれば、請求者が国民年金に加入した記録はなく、請求期間は国民年金に未加入の期間とされている。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことを確認することはできない。

さらに、請求者が主張する国民年金保険料額は請求期間当時の保険料額と一致しない上、その保険料を納付していたとする請求者の母は既に亡くなっているため具体的な事情を聴取することができないことから、請求者の主張をもって請求者が請求期間当時に国民年金に加入していたことをうかがうことはできない。

加えて、請求者が請求期間当時居住していたB市及びC市(現在は、D市)の国民年金担当部署の回答によれば、いずれの市においても請求期間当時の関係資料は残っておらず、請求者の具体的な国民年金加入状況及び保険料納付状況を確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。